

うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略外部関係者会議設置要項

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、専門的見地から広く意見を聴取するため、うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略外部関係者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、専門的見地又は市民の視点にたった意見等を述べるものとする。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生法に関する事項

(組織)

第3条 会議の構成員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 市民
- (2) 産業、金融、労働、言論のいずれかの知見を有する者
- (3) 学識経験者、地方行政機関及び公共的団体の職員

2 構成員の任期は、選任した日から総合戦略の策定が終了した日までとする。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、構成員の中から市長が指名する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、市長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときには、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市が委託した事業者が処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。

うるま市総合戦略 外部関係者会議 委員構成表

No	分野	氏名	団体
1	産	新垣 壮大	うるま市商工会 会長
2	産	真川 俊治	沖縄県農業協同組合勝連支店 支店長
3	官	玉城 貴志	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部企画振興課 地域調整係長
4	学	瀬口 浩一	琉球大学法文学部 人文社会科学部 教授
5	学	宮城 貴行	行政経営株式会社 プロジェクトマネージャー
6	金	屋比久 敏和	コザ信用金庫お客様支援室 次長
7	金	田仲 康紀	株式会社沖縄海邦銀行 企業支援部
8	労	赤嶺 久美	一般社団法人ジョブリッジ研究所 代表理事
9	言	伊波 良和	株式会社FMうるま 代表取締役
10	市民	名護 徹	自治会連絡協議会 宮城自治会長
11	市民	山城 彌生	うるま市母子寡婦福祉会 会長
12	市民	玉栄 章宏	有限会社きらら総合企画 取締役社長